

障害福祉サービス事業所の指定取消処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項の規定に基づき、下記のとおり、令和2年12月7日付けで指定の取消を行いました。

記

1 事業所等の概要

法人名	特定非営利活動法人ひまわり会
事業所名	それいゆ（小野市）
事業種別	就労継続支援B型
指定年月日	平成28年4月1日

2 処分内容 指定取消処分

3 処分年月日 令和3年1月14日

4 処分理由

平成30年5月から令和元年10月提供分まで、利用者が欠席した日にサービスを提供した
ものとして算定し、基本報酬を不正に請求した。

※ 返還額（概算）約3,174千円（加算金除く）